ＭＣＰコンプライアンス「ホットライン」のご案内

コンプライアンスの確立と公益通報者保護法の趣旨に従い下記の通り、外部弁護士事務所に

相談窓口を設置しております。

コンプライアンスに反する行為や、そのおそれがあることを知った場合、どうしたらいいか迷った際に

　　ご相談ください

また、令和４年６月からは、退職後もご利用いただけるようになりました。

記

１．相談先　　　　安西法律事務所

２．相談方法 　　メール相談（アドレス）：**tsuhosoudan@anzailaw.jp**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（24時間受付可能）

　　　　　　　　　　　　電話相談（電話番号）：　**080-8657-4000**
（毎週木曜日の16:00～18:00。但し祝休日を除く）

　　　　　　　　　　※相談の際は、メールの表題に、または電話を掛けた際の冒頭に

「**エムシーパートナーズ**」と付していただくようお願いします。

　尚、相談者の不利益にならないよう保護されており、内容は秘密事項として厳重に取り扱われます。

３．退職後のご利用について

　　　利用可能期間　　　令和４年６月退職以降、退職後１年以内

以　上